

## 介護保険住宅改修確認書

(提出先) 大阪市長

住 所

氏 名

現在は住宅改修の支給要件に必要な被保険者資格が確定していませんが、住宅改修（償還払い）の事前申請にあたって、下記の該当項目について了承します。

### 記

- 認定調査の結果、「非該当（自立）」と判定された場合は、全額自己負担になること。
- 退院・退所するまでは事後請求ができないこと。
- 大阪市被保険者資格を有するまでは、事後申請ができないこと。
- 入院または入所中に工事を行った方のうち、退院日・退所日までに死亡等で被保険者資格がなくなった場合は全額自費負担となること。
- 事前申請の工事内容以外の工事をする場合は、内容変更の書類を提出すること。（届出なしに事前申請の工事内容以外の工事を行った場合は、全額自己負担となります。）
- 工事施工日時時点で死亡等により被保険者資格がなくなった場合は、全額自費負担となること。